

【広報H22.6.5号掲載記事より抜粋】

庄内町の未来をいっしょに築きあげていく、道しるべをつくりま

～挑戦から実現へ！「町づくりの基本となる条例（仮称）」を
町民みなさんの手でつくりあげましょう！～

庄内町が誕生し、6年目になります。みんなが参加し、いっしょに取り組む日本一住みやすく、住みつけたい町を実現するため、町づくりの基本となる条例（以下、ここでは「基本条例」とします。）の策定に、平成23年度の制定をめざして取り組んでいきます。

Q1 「基本条例」ってなに？

A より良いまちづくりに大切な、考え方や進め方のおおもと（基礎）となるルールを定めるもので、「自治体の憲法」ともいわれます。

基本条例は、元気で魅力ある庄内町にしていくための一番大事な「みんなの約束」であり、町民みなさんの暮らし方や、行政や議会の仕事のしかたなどすべてに関わる「みんなの手本」となります。

すでに条例をつくっている市や町では、「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」という名称が多く使われています。

Q3 どういう内容なの？

A 「行政や議会の役割と責任」、「町民の権利と役割、責任」、「まちづくりへの参画と協働のしくみ」など、より良いまちづくりのための秘けつを明らかにするものです。

まちづくりは町民のためにあり、その主役は町民のみなさんであることをキチンと打ち出しながら、庄内町にふさわしい内容を盛り込んでいくこととなります。

Q2 なぜいま基本条例が必要なの？

A より良い町をつくるには、「自分たちのことは自分たちで考え、個性を活かして、自分たちの責任で町を経営する」ことが、いっそう大切な時代になりました。

誰かがではなく、自分たちのこととして“全員野球”ができる町は、伸びていく町です。

そのため、みんな考えてつくりあげる、自分たちのまちづくりのルール（＝基本条例）が必要なのです。

Q4 基本条例をつくることで、なにが変わるの？

A “全員野球”で得意な力を活かしあう、まちづくりのすがたが見えてくると、庄内町の魅力として注目され、経済にも波及効果が生まれてきます。

基本条例のねらいをみんな理解しあい、いっしょにたゆまず、まちづくりを実践していくことで、住みやすく、住みつけたい町に近づいていくのです。

Q5 どのように策定していくの？

A 町民みなさんが主役の「検討会」をつくって、ゼロからつくりあげます。会の愛称は「チーム・まちスタ*」です。

検討のようすは公開するなど、興味の輪が広がり、たくさんの意見が集まってくるような工夫をしていきます。

*新しいまちづくりをスタートさせるスタッフの略

◎ 作業目標

○ 平成22年度

- ☛ 3月を目途に中間報告を町長あて提出する。

中間報告の内容：①基本理念 ②条例に盛り込む視点(何をルール化するか)

○ 平成23年度

- ☛ 11月中旬を目途に最終報告を町長あて提出する。

最終報告の内容：具体的な条例の内容